

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
評議員の費用弁償に関する規程

平成 29 年 2 月 24 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第 2 条 評議員が、その職務のため、法人の業務を行う場合に別表 1 により費用を弁償する。
2 春日市の職員の身分を有する評議員は、支給の対象としない。

(旅費)

第 3 条 評議員が職務のため旅行したときは、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

費用弁償の額	日 額	1,000 円
--------	-----	---------